

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和5年2月13日

時 間：午 後 1 時 0 0 分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後1時00分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
副町長	竹原 信也君
教育長	岩崎 秀一君
会計管理者	植杉 昭弘君
参事課長	林 紀夫君
企画課長	原田 徳仁君
税務課長	斎藤 一宏君
住民課長	猪狩 力君
福祉課長	飯塚 裕之君
健康づくり課長	遠藤 博生君
生活環境課長	杉本 良君
産業振興課長	坂本 隆広君
都市整備課長	志賀 智秀君
教育総務課長	猪狩 直恵君

生涯学習課長	佐	藤	邦	春	君
郡山支所長	黒	澤	真	也	君
企画課課長補佐兼広報広聴係長	畠	山	信	也	君
生活環境課課長補佐兼環境衛生係長	大	館	衆	司	君
生活環境課主任兼除染対策係長	三	瓶	一	也	君
生活環境課除染対策係主査	岩	崎	秀	平	君

職務のための出席者

参議会事務局長	小	林	元	一
議会事務局主任兼庶務係長	杉	本	亜	季
議会事務局庶務係主査	黒	木	裕	希

説明のため出席した者

<内閣府>

内閣府原子力災害現地対策本部副本部長	師	田	晃	彦	君
内閣府原子力災害現地対策本部総括班長	黒	田	浩	司	君

<環境省 福島地方環境事務所>

環境省福島地方環境事務所所長	関	谷	毅	史	君
----------------	---	---	---	---	---

<福島県>

福島県避難地域復興課課長	新	妻	勝	幸	君
--------------	---	---	---	---	---

付議事件

1. 富岡町除染検証委員会の除染検証報告について
2. 特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた取組について
3. その他

開 会 (午後 1時00分)

○議長（高橋 実君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。説明のための出席者は、町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 議員の皆様には、大変お忙しい中、全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、内閣府原子力災害現地対策本部の師田副本部長、環境省福島地方環境事務所の関谷所長をはじめ、国、県、関係機関の皆様にもお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の全員協議会の案件は、富岡町除染検証委員会の除染検証報告について、特定復興再生拠点区域の避難指示解除後に向けた取組についての2件であります。

令和5年春の避難指示解除を目指す特定復興再生拠点区域内では、議員の皆様のご意見を賜り、様々な取組を進めてまいりました。大菅、夜の森、新夜ノ森地区での除染につきましては、おおむね完了し、空間放射線量が一定程度以上の低下を見ることができる状態となっており、今年度において実施しております夜の森公園機能回復事業、夜の森消防屯所新築事業や新田団地機能回復事業も予定のとおり今年度末に完了となります。また、昨年4月11日より開始いたしました準備宿泊も現在26世帯、54人が登録をされ、様々なご意見やご提言を賜りながら、避難指示解除後に必要となる支援や取組を順次進めています。特定復興再生拠点区域の避難指示解除は、本町全域の復興再生を実現していく上で次の一步となる極めて重要な案件であり、目標としてまいりました春を目前に控えておりますことから、避難指示解除に向けた道筋を確実なものとしてまいらなければならないと考えております。本日は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた現在の取組を担当課長より説明させますので、議員各位の忌憚ないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、国から内閣府原子力災害現地対策本部の師田副本部長及び環境省福島地方環境事務所の関谷所長並びに福島県から避難地域復興課の新妻課長が出席しておりますので、それぞれご挨拶をいただきたいと思います。

なお、発言はお手元のマイクのボタンを押してからお願いします。

それでは、初めに、師田副本部長よりお願いします。

師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 内閣府原子力災害現地対策本部副本部長の師田でございます。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から間もなく12年にな

ろうとしております。いまだに避難生活が継続し、多大なるご不便をおかけしております。改めておわびを申し上げます。

さて、これまで我々は、町と連携しながら、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画に定められている本年春頃の避難指示解除を目指し、関係機関が一丸となって取り組んでまいりました。本日は、その状況につきまして富岡町からご説明をいただきます。富岡町の皆様にとりまして、また特に夜の森地区の皆様にとりまして、桜の咲く時期である春頃というのは、非常に大事な時期であると承知をしております。ただし、もちろんこれはスケジュールありきで進めるものではございません。議員の皆様のご意見もいただきつつ、国としましては、引き続き町と連携し、富岡町の復興に全力で取り組んでまいります。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、関谷所長よりお願いします。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 環境省の福島地方環境事務所長、関谷でございます。

本日は、全員協議会におきまして、環境省としましても、これまで取り組んでまいりました除染、それから解体、その他環境再生の取組に関しまして、除染検証委員会の報告書が出たということでお聞きをしておりまして、それに關しての質疑に備えまして出席をさせていただきました。私どもも復興再生拠点の解除に向けた取組として、極めて重要な放射線量の低減の取組を進めてまいりました。これまでの取組がこの報告書の中に評価をされております。また、今後の課題についてもご指摘されていると承知をしておりますので、こういったものを含めまして、今後この解除ももちろんですけれども、その後も含めましてしっかりと私どもの取組を今後ともやらせていただくということを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきたいと思います。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、新妻課長よりお願いします。

新妻課長。

○福島県避難地域復興課課長（新妻勝幸君） 福島県避難地域復興局の避難地域復興課長をしております新妻と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。

県といたしましても、特定復興再生拠点区域のこの春の避難指示解除に向けまして、国や町の皆様と連携しながら、夜の森公園などのインフラ整備、または生活環境の整備を進めてまいりました。本日は、議員の皆様方のご理解とご意見をいただきながら、町とも連携しながら復興再生に向けて様々な取組を進めてまいりたいと考えております。本日は、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、富岡町除染検証委員会の除染検証報告についての説

明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） それでは、富岡町除染検証委員会の除染検証報告についてご説明いたします。

去る2月6日に富岡町除染検証委員会、河津委員長から町長に手交された報告書に基づき、説明させていただきます。お手元の全員協議会資料1、富岡町除染検証委員会報告書写しを御覧ください。

1ページ目です。1ページ目におきましては、「1、はじめに」に記載されておりますが、富岡町除染検証委員会には、平成30年3月に定められた特定復興再生拠点区域における本格除染について、先行解除や立入り規制の緩和、準備宿泊の開始など、その都度放射線量の低減についての減少結果を町に報告していただいております。本報告書は、それらを含め、現在までの現地調査も踏まえた除染状況、そして放射線量の低減状況などがまとめられたものであります。

なお、下段には、これまでの取組を踏まえ、今後も除染等による放射線量の低減状況などについて引き続き検証してくださる旨が記載されております。

2ページ目お開きください。2ページ目は、富岡町特定復興再生拠点区域の位置図となります。ご確認をお願いいたします。

続く3ページからは、3、特定復興再生拠点区域の現状と評価として、除染の進捗や地目ごとの状況、検証結果などについて記されております。まず、1)、除染の進捗については、特定復興再生拠点区域内の除染の進捗となります。現状として、平成29年5月から始まった本格除染ですが、令和5年1月11日時点での除染対象面積に対し、宅地90%、農地99%、森林98%、道路95%、全体として95%が除染完了となっています。

ページ下段の評価においては、未同意面積を除き、おおむね除染が完了しているが1.6%（25名）の未同意者に対し、引き続き理解を求めていくこととされています。

4ページをお開きください。2)、除染の状況についてとして、線量率の推移や地目ごとに除染の状況などが報告されています。①、線量率の状況として、特定復興再生拠点区域内全体での地上1メートルの空間放射線量の現状は、除染等により約72%低減し、 $0.53 \mu\text{Sv}/\text{h}$ となっております。宅地は、約77%低減の $0.40 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、農地は約73%低減の $0.58 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、道路は約69%低減の $0.65 \mu\text{Sv}/\text{h}$ となっている一方、森林は約32%低減の $1.72 \mu\text{Sv}/\text{h}$ で、低減はしているものの、生活圏への影響を考えると十分とは言えず、このような場所は個別状況に応じたフォローアップ除染が実施されています。

5ページ目は、2万点を超える除染前後の空間放射線量の数値をまとめたグラフになります。上段の図2からは、除染による線量の低減が見てとれます。

下段、図3は、全地目における放射線量率ごとの地点数の推移が示されており、除染前の黄色の棒グラフでは 1.0 から $2.6 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の範囲に多くの地点が集まっていたものが、除染等により青色の棒グラフが表すように、 $1.0 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下の範囲に多く集まっていることが確認できます。

6ページには、歩行モニタリングの結果が記されております。市街地を中心に地上1メートルの空間放射線量率が毎時0.2以上0.5 μ Sv/h未満となる水色の路線が多くなっております。一方、生活圏から離れた山林に隣接する道路では、黄色から黄緑色といった十分な除染効果が得られていない箇所も見受けられます。外縁除染の実施により境界部分についてはさらなる線量低減が見込まれるとされています。

続いて、7ページの航空モニタリング結果からも令和元年時と比較すると、除染の進捗に伴い、黄色が減り、水色が増えていることから、面的に見ても着実に線量が低下していることが確認できます。

8ページの線量率における評価では、読み上げます。除染を実施した全体を見ると、除染前に平均で1.85 μ Sv/hであった地上1メートルの空間線量率が除染後の平均では0.53 μ Sv/hになっており、除染による空間線量率の低減が確認できる。歩行モニタリング及び無人ヘリによる航空モニタリングにより、面的に見ても生活圏における空間線量率の低減が確認できる。特定復興再生拠点区域の避難指示解除に影響が及ばないように、道路等に隣接する森林についても、フォローアップ除染を進めるとともに、帰還困難区域との境界の外縁除染が求められるとされております。

続く9ページからは、地目ごとの報告となっております。まずは、宅地除染の状況についてです。現状、宅地除染は、対象面積の90%が完了しており、除染後の地上1メートルの空間線量率は、除染前から約77%低減し、平均で0.40 μ Sv/hとなったものの、建物などの継ぎ目やクラック、雨どいの排水部、周囲の山林や植樹帯などで局所的に高い地点も一部に点在しているとなっています。

ページ中段、図6は、宅地内合計1万4,306点の除染前後の地上1メートルの空間線量率の比較となります。除染前に0.8 μ Sv/hから2.8 μ Sv/hの範囲に広がっていた測定値が、除染後は0.8 μ Sv/h以下の範囲に集中していることが確認できます。

10ページは、代表的な宅地、建物除染手法の解説となっております。

11ページの宅地除染の評価では、宅地除染について除染対象面積の90%の除染が完了している。除染を実施した宅地を見ると、地上1メートルの空間線量率が除染前平均1.72 μ Sv/hであったものが除染後平均0.40 μ Sv/hになっており、除染による空間線量率の低減が確認できる。事後モニタリングの結果は、個々の町民に対し報告されるなど除染後の線量の推移が周知されている。宅地全体としては、空間線量率の低減が確認されている一方で局所的に高い地点も一部認められることから、現状をつぶさに把握し、フォローアップ除染によりさらなる空間線量率の低減に努めるべきである。宅地は、生活の中心となる場所であるため、今後も事後モニタリングの実施により空間線量の推移を注視する必要があるとされています。

12ページは、農地除染の状況についてです。現状、農地除染は、対象面積の99%が完了しており、除礫や地力回復作業などを実施した後に農地として所有者へ順次引渡しが行われています。除染後の地上1メートルの空間線量率は、除染前から約73%低減し、平均で0.58 μ Sv/hとなっています。また、特定復興再生拠点内に農地をお持ちの町民の方にご協力いただき、拠点内で試験的に栽培した大根な

どの農作物15品目の放射性物質濃度を測定した結果、測定時においては全て検出限界値を下回っていたということも報告されています。

13ページ上段は、現在も行われている農地除染方法の解説となっており、下段の評価では、農地除染は対象面積の99%が完了している。地上1メートルの空間線量率が除染前平均 $2.17\mu\text{Sv}/\text{h}$ であったが、除染後平均では $0.58\mu\text{Sv}/\text{h}$ になっており、除染による空間線量率の低減が確認できる。営農再開に向けては、農業用取水路、排水路などの附帯施設の除染も併せて実施され、除染直後においては農作物への影響もないことが確認されているが、ウェザリング、異常気象等により未除染の山林等からの用水汚染も懸念されることから、引き続き定期的なモニタリングとフォローアップ除染の実施が必要であるとされています。

14ページは、森林除染の状況についてです。森林除染は、生活圏への影響低減のため、林縁から20メートル程度の範囲が除染対象とされており、対象面積の98%が完了しています。除染後の地上1メートルの空間線量率は $1.72\mu\text{Sv}/\text{h}$ で、除染前と比べて約32%の低減が図られているとしながらも、現行の堆積物除去という除染手法に対し、下段の図7や15ページの表2などにより、時間の経過とともに放射性物質が土壤に浸透し、線源となっていることが課題として提起されております。

16ページの評価においては、森林除染は対象面積の98%が完了している。除染対象地域の地上1メートルの空間線量率は、除染前平均の $2.52\mu\text{Sv}/\text{h}$ から除染後平均 $1.72\mu\text{Sv}/\text{h}$ になっており、除染による空間線量率の低減は図られている。調査結果等により、森林除染においては、土壤が線源となっていることが確認されている。さらなる空間線量率の低減に向け、土壤の剥ぎ取りや吹きつけなどの作業等を考慮する必要がある。

なお、剥ぎ取る場合は、土砂の流出や樹木への影響が懸念されるため、現場に即した安全対策や所有者への意向確認が必要不可欠である。異常気象後には放射性物質の流出がないかモニタリングを実施し、除染の効果に影響がないか確認する必要がある。

森林に隣接した宅地において、周辺より放射線量が高いところについては、現場の状況に応じた除染範囲の拡大や放射性物質が残留する土壤の除去などのフォローアップ除染を行うことにより、生活圏におけるさらなる空間線量率の低減に努めるべきであるとされています。

17ページは、道路除染の状況についてです。現状、道路除染は、対象面積の95%が完了しており、除染後の地上1メートルの空間線量率は、除染前平均 $2.08\mu\text{Sv}/\text{h}$ から除染後平均 $0.65\mu\text{Sv}/\text{h}$ となっており、約69%の低減が図られており、クラックなど高線量であることが確認された箇所については、部分的な削り取りによる除染が行われております。

中段以下には、道路除染の手法等が記載されています。

18ページの評価では、道路除染は対象面積の95%が完了している。地上1メートルの空間線量率が除染前平均 $2.08\mu\text{Sv}/\text{h}$ であったが、除染後平均では $0.65\mu\text{Sv}/\text{h}$ になっており、除染による空間線量率の低減が図られている。道路側溝、路肩、のり面、舗装クラック等において比較的高線量の箇所が散

見されるため、今後も歩行者の被曝線量低減のため、継続したモニタリングとフォローアップ除染を実施していく必要がある。斜面に囲まれている狭隘部では、放射性物質の流出により線量の増加がなないか、適宜モニタリングをしていく必要があるとされています。

19ページは、フォローアップ除染についてです。現状として、除染後のモニタリングにより線量の低減が十分でない箇所については、原因を調査し、状況に応じて再度除染を行うというフォローアップ除染が町内全域で実施されており、町でも線量に対する相談を受けた際には、線量測定の後、環境省と協議し、できる箇所についてはフォローアップ除染を依頼し、確実な線量低減と不安解消に努めています。特定復興再生拠点区域内でのフォローアップ除染の主な実施箇所は森林で、地上1メートルの空間線量率が除染前平均で $2.40 \mu\text{Sv}/\text{h}$ から除染後平均 $1.48 \mu\text{Sv}/\text{h}$ へ、約38%の低減が図られています。フォローアップ除染では、線量の高いのり面や林縁等において、のり尻部分での堆積物の除去や、のり面の堆積物層の削り取りが実施されています。周囲を森林に囲まれた宅地では、さらなる線量低減のため、5メートルより深い部分の表土剥ぎ取りを実施した箇所もあります。森林においては、フォローアップ除染で堆積物を除去した際に空間線量率が上昇した例もあり、丁寧なモニタリングと土壤剥ぎ取りや吹きつけなどの追加的除染などで空間線量率が確実に低減するように対応しているとされています。

20ページがフォローアップ除染の様子となります。

21ページの評価では、主なフォローアップ除染の実施箇所は森林で、地上1メートルの空間線量率は、除染前の平均 $2.40 \mu\text{Sv}/\text{h}$ から除染後平均 $1.48 \mu\text{Sv}/\text{h}$ となり、空間線量率の低減が図られている。フォローアップ除染では、さらなる線量低減方法として、森林においては土壤剥ぎ取りや覆土、吹きつけ、また道路においては対象部分の深度までの削り取りなどの効果的な低減対策は評価できる。周囲を森林に囲まれた宅地などさらなる線量低減が必要とされる箇所については、表土剥ぎ取りの範囲を拡大するなど実効性を確保して除染を実施するべきである。植栽の根元や雨どいの出口、舗装クラックや打ち継ぎ目など、線量が高い箇所については、住民の不安解消を図るためにも実効性のある除染を行う必要がある。これまで線量が高い箇所を優先してきたが、事後モニタリングの結果を踏まえ、さらなる低減が必要な箇所については、引き続きフォローアップ除染を行っていく必要がある。フォローアップ除染を実施した際に線量が増加する事例もあるため、これまでの経験を基に土地の形状、利用形態をより考慮した確実性のある除染を実施するべきであるとされています。

続く22ページから24ページが特定復興再生拠点区域を中心とした除染事業に対する富岡町除染検証委員会の総評となります。今までご説明したものと重複する部分が多くなりますが、全文を読み上げにて報告させていただきます。

22ページ、4、総評、(1)、除染の進捗状況と効果。町内の除染実施状況は、除染対象面積の95%が完了し、特定復興再生拠点区域内はおおむね除染が行われ、その効果は確認できる。また、地上1メートルの空間線量率は、全体で除染前平均 $1.85 \mu\text{Sv}/\text{h}$ と比較して72%低減し、 $0.53 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、宅地で

除染前平均 $1.72\mu\text{Sv}/\text{h}$ と比較して77%低減し、 $0.40\mu\text{Sv}/\text{h}$ となっており、除染による生活圏での空間線量率の低減については、効果が確認されている。以上より、特定復興再生拠点区域における生活環境の回復はおおむねなされると判断する。

(2)、町民の放射線に対する不安の解消。とみおか放射線情報まとめサイトにおいて、定期的に実施している定点測定、歩行・走行モニタリング等の結果を発信することにより、空間線量率の低減を周知し、除染の効果確認に努めているところである。また、放射線情報まとめニュース「ライフとみおか」を発行し、自家消費野菜等の放射性物質濃度の測定結果やその分析内容、放射線情報等を掲載するとともに、富岡町と長崎大学が連携して実施しているリスクコミュニケーション活動において、相談窓口の開設、戸別訪問、車座集会等の実施など、放射線に関する不安の解消に努めている。今後も丁寧かつ分かりやすい情報発信に努めるとともに、リスクコミュニケーション活動においても、対象者の属性を考慮した戸別訪問や車座集会を実施するなど、放射線に関する不安を解消し、理解を深めていくよう努めていくべきである。

(3)、今後の除染における課題。1つ目、事後モニタリングの継続、除染済みの土地であっても、事後モニタリングを継続して実施していくことで、見落とされた線量の低減が十分でない箇所や、ウェザリング等により上昇した箇所等の把握に努めるべきである。特に台風や大雨などの被害により土地の形状等にも影響が及ぶ場合には、放射線量の変化が懸念されるため、モニタリングを実施することが必要である。

2つ目、未除染地の継続的な除染。土地所有者の意向、相続等の問題により、いまだに除染が実施できていない土地があることから、今後も継続して除染が実施できるように働きかけ、特定復興再生拠点区域内全域の除染を目指す必要がある。

3つ目、さらなる除染の実施（フォローアップ除染の継続）。宅地など生活圏については、今後帰還する町民が生活する中心となるため、必要に応じた追加除染やリスクコミュニケーション活動など、個別の状況に応じた丁寧な対応が必要である。特に森林については、除染関係ガイドラインに基づき、堆積物の除去を実施しているが、土壤に残留する放射性物質が空間線量率に影響を与えることが確認されていることから、生活圏への影響が懸念される場所において、さらなる空間線量率の低減のためには土壤の剥ぎ取り等が必要となるが、土砂の流出、植生や樹木への影響を考慮する必要がある。また、土壤に含まれる放射性物質は山菜等にも影響を与えていたため、専門機関と協力し、対応を検討していくことが望まれる。

4つ目です。除染記録の保持。これまでの除染によって得られた記録が失われないよう保持し、今後の除染において同じ問題を繰り返さないよう効果的に活用するとともに、後年になってもどのような除染が行われたか把握できるようにしておくべきである。

5つ目、継続的な除染の実施。震災後12年が経過しようとする中、小良ヶ浜、深谷地区については、いまだに本格的な除染が実施されていない状態にある。当地区については、2020年代をかけて帰還を

希望する町民が戻れるよう、避難指示解除を進めるとの政府方針が決定されていることから、環境省においては、これまで実施した除染における課題に対応してきた経験を、両地区の速やかな除染と避難指示解除に向けて活用していくべきと考える。さらに、国が長期目標としている追加被曝線量が年間1mSv以下となることを達成するために、一度除染が完了した場所でも必要に応じ、適宜除染が継続されるように注視し、要望していく必要があるとまとめられています。

なお、25ページから35ページにつきましては、委員会の構成や参考としたデータなどが掲載されております。

以上が今回の富岡町除染検証委員会除染検証報告の説明となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長、確認のため、これが検証委員会の今回春に解除する資料としての最終のやつ。この後はないのね。

○生活環境課長（杉本 良君） 今回の特定復興再生拠点区域に対してはこれが最終です。

○議長（高橋 実君） 最終ね。

○生活環境課長（杉本 良君） はい。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私も一番最後の第25回除染検証委員会、ここに参加させてもらいました。言いたいことはいっぱい述べさせてもらいました。それで、かなり反映されている部分があります。宅地、農地、道路、森林と、あとは総評と、いろいろ書き込んであるのですけれども、共通しているのは、これで除染が完了したということではないのです。まだまだ現在進行中である、この認識を環境省には持ってもらいたいのです。特に森林除染のフォローアップ、これに関しては事細かく剥ぎ取りとか、あと生活圏に影響与える場合には決まったルールの下ではなくて原因を追求して除染すべきだと、そこまで突っ込んでおります。そういう考え方に対して環境省は、ゴールではなく、まだ進行中であるということを認め、さらなる除染をしてくれるかどうか、その辺の考え方を環境省からお願いします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課長をしております中村でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

安藤議員、ご質問いただき、ありがとうございます。環境省といたしましても、報告書でのご指摘重く受け止めてございまして、ご指摘のとおり除染がこれで完全に完了したと申し上げるつもりございません。これまで除染について様々進めてきてございますが、引き続きフォローアップの除染で特に森林についても丁寧に進めていきたいと思ってございますし、もしも解除というご判断いただいたとしても当然継続的に国の目標である長期的な追加被曝線量年間1mSvという点、国全体の目標だと

思ってございますし、フォローアップの除染一つ一つの状況を見て丁寧に進めていきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 環境省では、今引き続きフォローアップ除染で継続してくれるというお話をありましたので、それはいいことだなと。問題は、今度は内閣府にお尋ねします。やはり環境省がフォローアップをして、まだ低減してくれるという覚悟があつても、結局内閣府とか、復興庁とか、そういったところから予算がつかないとなかなか前に進めないので。予算措置で、内閣府は環境省から上がった場合には責任を持って予算づけしてくれるという約束はできませんか。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 内閣府現地対策本部の黒田でございます。

議員ご指摘のありました、除染を進めていくに当たっても、当然のことながらしっかりと予算措置が必要となります。国としましては、当然環境省だけではなく、政府全体として予算措置も含めて取組をしっかりと進めていくというところで考えてございますので、引き続きしっかりと前に進めていきたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） あと、細かいことで申し訳ないですけれども、3ページの現状の評価、一番下なのだけれども、未同意1.6%（25名）については、引き続き丁寧な説明等により、関係人の理解を求める取組を行うことが必要である。これだけの事業であれば、1%や2%、やはりいろんな問題がついてくると思うのです。同意も最終決定権者が例えば建物なんかだと登記していかなければ兄弟間、いろんな人の判断もらったり、いろんな問題が発生するわけ。だから、この日まで返事しなければ解体しませんよ、除染しませんよというこの日までというところに間に合わない人が出てくるのも当然なのです、数百、数千件の中の1%、2%ですから。そういった中で、締め切ったから駄目ですよと、そういう考え方ではなくて、特に町長が認めたものは、これは何とか期限が来てもやってくれると、そういう少し被災者に寄り添ったルールもつくるべきだと思うのですが、その辺は、内閣府がいいかな、どのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 黒田班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 内閣府現地対策本部の黒田でございます。

当然のことながら期日をしゃくし定規に捉えるものではなく、柔軟な対応が必要だと考えております。この辺りは、実態の事情を丁寧に個別にお伺いしながら、町の皆さん、環境省も含めてですけれども、しっかりと丁寧に対応していきたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 安藤議員、ありがとうございます。

未同意者につきましては、様々なご事情あるということと併せて、環境省としても町と力合わせまして、アプローチをしながらやり取りを続けているところでございます。様々なご事情あるということではございますので、どの時点でご同意いただけるかというのはなかなか見通せないところございますけれども、引き続き最大限努力するとともに、そういった中でご同意いただければ我々としてもしっかりと除染をしていくということで考えております。

○議長（高橋 実君） ちなみに、福島県ではこういう案件のときは県独自の救済措置というのはあるのですか。

新妻課長。

○福島県避難地域復興課課長（新妻勝幸君） 今ほど国からご説明ございました。問題点につきましては、富岡町だけではなくて他町村も同じ問題を抱えているということを承知しておりますので、今後国とも相談させていただきながら対応させていただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ありがとうございます。なぜこういうことを言うかというと、本町では6年前1回目の解除あったのです。そのときの積み残しと言ってはなんだけれども、申し訳ないのだけれども、やはり裁判でまだ相続が決まっていないとか、いろいろまだ確定していないから、所有権が決まらないのだと、いろんな問題があって、環境省に幾ら言っても、もう期限打ち切ってしまったから、駄目だよと。ここでの答弁は結構美しいのですよ、本当に。ああ、やってくれるのだなと思うのです。だけれども、実際その場になったら結構厳しいです。これ議事録に取ってもらっているから、後で言わなかつたということなしでやってもらいたいのだけれども、本当に被災者に寄り添ったやり方をしてもらわないと、これは過去の事例、6年前の事例に基づいた質問なのです。今後はそういうことないということで環境省よろしいですか、ちゃんとやるということ。特に町長が認めた案件というのをつくってください。誰でも彼でもやってもいいよなんて町では言わないから、お気の毒だねというところだけ上げさせてもらいますから、たったの1.6%だよ、1割とか、2割ではないのだよ。どんな問題でもそれぐらいのグレーゾーンはあっておかしくないのだから、その辺の考え方もう少し被災者に寄り添った優しい考えが持てるかどうか、関谷さん、そんな型にはまった答弁ではなくて、やりますと答弁してください。

○議長（高橋 実君） 関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 今ご指摘のあったように、これから様々なご事情で今の時点では除染されていない方、出てきた場合には、町ときちんとお話をさせていただいて、その状況をつぶさに確認をさせていただいて、しっかりと対応していきたいと思っておりますので、その中で我々としてできることは最大限やらせていただきます。

○議長（高橋 実君） 議員の皆さんにお知らせしておきます。重要な案件ですので、従来3回までですけれども、納得するまで今回は許しますので。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の問題を内閣府はどのように考えるか。内閣府も全く環境省と同じで、どのように考えるか、もし答弁できたらばお願ひします。

○議長（高橋 実君） 師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） ありがとうございます。我々として、しっかりと住民の方々に寄り添って取り組むということは肝に銘じておるところでございます。それぞれ個別の事情がおありということなので、個別の事情しっかりつぶさに承って取り組んでいくものと考えてございます。ですので、一方で解体、除染については、やっぱりなるべく早く解体してほしいという方がいらっしゃることも事実ですので、とにかくできないという方がいらっしゃった場合には個別に寄り添って取り組んでいくように、環境省とも連携しながら取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにござりますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 報告書見させていただきましたけれども、3ページ目の除染も大体95%は全体的に終わっていると。あとは、もう一点が森林の部分で、23ページに記載のある「生活圏への影響が懸念される場所において」とあるのですけれども、今現在で町民の方で夜の森地区に帰還して生活したいと、あとは宿泊も兼ねて行っている方の個別のところでそういうところがないかどうか、そういったところを確認したいと思いますが、よろしく答弁お願ひします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問ありがとうございます。森林の除染の中で生活圏に影響があるという箇所についてのご質問だったと認識しております。実際現在森林につきましては、今除染をさせていただいて、さらに特により線量の高いところから順次フォローアップの除染を進めさせていただいているところでございます。こうした中で、また準備宿泊などでお戻りになられている方や、そういったところも踏まえながら、町の皆様とも相談して順番に、順次フォローアップの除染を進めていると、そういった状況でございます。ご指摘のとおり生活圏への影響という点はきちんと見ながら進めていると、そういった状況でございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。順次やっていっていただいているというところなのでしょうけれども、件数というか、何件くらいそういうところがあるのかなというところがやっぱり疑問に思っていまして、当事者の人はやはりそういうところは一番気になるところだと思いますので、答弁できますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問ありが

とうございます。森林のフォローアップの除染につきましては、それなりにやっていく中で少し広めにやっている場所もあったりして、件数でお示しするのはなかなか難しいところがあるのですけれども、当然最初の除染で一旦線量低減した上で、そういう中で引き続きより線量が高いところから順次やっているという状況でございまして、例えば面積でいうと11ヘクタールについて既にフォローアップで進めていったりですとか、さらにそれに加えて引き続き森林のフォローアップ除染していると、そういった状況でございます。明確に件数何件とお示しできない中、恐縮でございますが、ご懸念のような方が少しでも生活圏への影響ご懸念ないようにきちんと対応していきたいと思っている次第です。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 啓憲議員のご質問にそのまま合うかどうか分かりませんが、私どもと環境省での協議の件数です。町民の方、準備宿泊、あるいは一時帰宅等において気がかりであるので、再除染をお願いしたいと要望された方、それが拠点内の方につきましては、14件我々承っておりまして、環境省にお願いをしております。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。14件ということなのですけれども、やはり森林の除染というのは難しいというのは重々承知なのですけれども、帰還される方の住民の安全のためにはしっかりとフォローアップ除染、先ほど7番議員もおっしゃっていたとおりに希望があればしっかりとそこを対応していただくということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 今の案件で富岡分室ではどこまで把握しています、14件に関して。

赤羽さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室推進官（赤羽郁男君） ご質問ありがとうございます。今の関連で補足説明させていただきます。

先ほど生活環境課長からありましたように、町からも要望受けている、直接こちらに気になるということに関して。引き続き14件に関しては、私たち現場にまずお伺いいたしまして、なかなか現場に来られない方に関しては電話でいろいろ場所を聞いて、そしてその箇所のここが高いですねと計画書を作つて関係者に送らせていただいて、こういう対応させていただくと。時間はかかるのですけれども、こういう対応で行つております。それと同じく、先ほどの事後モニタリングの中でも線量が高いところに関しても、こちらに関しても調査しながら、そういう箇所に関しても計画書を作りながら対応している、そういうことで今行つております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。除染検証委員会の資料見させてもらって、建物、宅地、農地、道路関係は70%前後くらい低減しているということで、すばらしい除染やっていただいているのかなと思います。ただ、評価があるのですが、評価については平均値で出ているものですから、最大値と最小値が分からぬのです。最小値はさほど問題ないかと思うのですが、最大値がなかなか見えないものですから、その辺が疑問持つところです。その辺分かったら教えてください。

あと森林については、30%前後の低減率ということで、非常に厳しいのかなと。環境省も手法的にかなり苦労してやっているらしやるのは十分承知です。ただ、森林はどうしても線量が高いために、低減率が30%程度ではかなり建物から近いところにそういう部分ある場所では変えるのが厳しいのかなという状況かなと思うのです。そうした場合に、拠点整備もそうですが、今からだんだん外縁除染とか、際除染とか入っていく中で、要は、いぐねと言われるやつ、しゃっている部分が今度の拠点の中にも随分あると思うのです。そういう部分をどうやって処理していくかというと、どんな手法使つても下がらないやつが、山の木を、いぐねの木を伐採すればかなり低減するのかなと私は思うのです。持ち主が伐採許可出するであれば伐採まで可能なのかどうか、その辺をお聞かせください。

あともう一点なのですが、検証委員会では1月何日かの線量の評価使ってやっていますので、かなりデータとしては新しいのかなと思いますが、全く手つかず状態のところ、持ち主から了解得られない部分は当然手はかけられません。了解得ている部分でも手つかず状態のところがあるのかどうか教えてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。まず最初に、事後モニタリングの線量の件でございますが、直近こちらの検証委員会の報告書でお示ししている点でいいますと、事後モニタリングの測点で高いほうで $3.8 \mu\text{Sv}$ を超えている箇所が2か所ございまして、そこについてはフォローアップで既に対応している状況でございます。

続きまして、いぐねについて、伐採による除染が対応可能かというご指摘だったと思ってございます。これに関して、現状いわゆる森林、あるいはいぐねを含めた森林の除染方法としては、木の伐採という手法を一般的に取ってはいない部分ございます。ただ、個別に例えば一部の木が実際に線量が高いことがあって、それが線量の原因になっていることであれば、一つ一つ個別のご相談の中で対応可能な場合もあったりいたします。例えば夜の森の桜並木の一部については、そういう形でご相談申し上げました。そういう意味で、一般的にやっているかというとやはり木に現状としてはあまり線量が残っていない部分はありますので、一般的にはやってございませんが、一つ一つ個別にご相談できるものと認識しております。

3点目について、既に同意、あるいは着手できる状態になっているのに全く着手していない箇所があるかというご質問でございました。同意という意味では、同意後に着手が実際できないという場合

もございますが、そういういたケースを除いて純粹に着手可能という場所については、現状基本的には着手しているという理解であります。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。1点目については、最大が $3.8 \mu\text{Sv}$ のところがあつたということで、2か所ほどあつたがためにその2か所は手当て済みということで、 $3.8 \mu\text{Sv}$ にかかわらず平均値より高いところがかなりあるかと思うのです。そういう部分を我々に示していただかなないと、 $3.8 \mu\text{Sv}$ のところ2か所処理すれば、あとは平均値だよということではないと思うのです。その辺非常にこの評価に関しては残念だったなと思います。

あと、いぐねについては、恐らく森林は20メートルしかやりませんので、例えば20メートル全伐してくださいとなれば、私は下がるのかなと思うのです。それが線量調査して地面から5センチですか、10センチですか、あとは1メートルで線量評価するわけなのでしょうけれども、例えば20メートル、30メートル伸びている木だったら、上は評価できないでしょう。それは、無人ヘリを飛ばして上からの評価しているのかなと思うのですが、やっぱり森林の場合は全伐して除染するのが一番私は効果あると思いますので、最近になって随分木を切る、切らないで了解得られない部分があるやに聞いていますので、その辺はやっぱりスムーズに線量を下げる手法としてやっていただきたいと、ぜひお願ひします。

あと3点目は、同意書取れていれば当然春解除前には除染を実行してくれるのかなと思いますので、その辺は速やかに環境省にこれはお願ひとして肝に銘じておいてもらいたいと思います。

あと先ほど中村課長から一言ありましたが、桜の木も夜の森ですね、線量の高い木もきれいで切って舗装まで完了しているみたいですし、あの辺もかなり線量高かったのを $3.8 \mu\text{Sv}$ くらいあつた数に入っているのかな、かなり低減したとは思いますが、ひとつよろしくお願ひしております。

では、2点にお願いします、回答。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。申し訳ない、私の言葉足らずで $3.8 \mu\text{Sv}$ のところのみご説明してしまいましたが、除染検証委員会におきましては、実際にヒストグラムも活用しながら、線量がより高いところがどれぐらいあつたかといったところも見て全体として評価いただいているところでございます。ご指摘のとおりです。そういういた全体像を踏まえて総評いただいたものと認識しております。いぐね、あるいは伐採について全伐することで線量が下がるのかというご指摘いただきました。現状の除染手法については、今の知見踏まると、先ほど申し上げましたとおり、やはりおっしゃるとおり、20メートルのところについて、例えば堆積物除去であつたり、あるいはフォローアップ除染の中で剥ぎ取りといった形でやっているところございます。ただ、実際にどうすれば線量下がるのかというのは、日々知見としてはアップデートして、環境省としても状況考えて一番効果的な方法を見ていく必要があると

思っていますので、ご指摘は受け止めさせていただいて、今後の除染方法を考える際にきちんとよい方法を見いだしていかなければと思ってございますし、また個別に木を切る、切らないでもめているといったお声もいただきました。それについては、まさに個別の中で、もしご心労おかげしている方がいれば丁寧に引き続き対応していきたいと思っているところでございます。

3つ目について、もちろん着手できるところについては、環境省としてきちんと着手して、またできるだけ早く完了していくということだと思ってございますし、既に同意いただいてもなかなか着手に踏み切れない方、あるいは未同意の方についても、町の皆様とも連携しながら、できるだけ早く同意いただく、あるいは着手させていただくということで引き続き取組を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。線量については、おおむね目安の $0.6 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 前後、それより下がっているくらいですので、私は非常に除染の効果出ていると冒頭で言いましたが、出ていると思います。ただ、これからフォローアップ除染が一番問題だと思うのです。フォローアップというのは、なかなか手かけてもらえない。今までの状況、高いのではないかとか、いろいろ申してもなかなか次のステップに入ってもらえないというのがいろいろ見えていますので、どれだけスムーズにフォローアップ除染に手をかけてくれるか、着手してくれるかと思うのですが、一番は予算の問題だと思うのです。予算さえつけば本当に見事にもう一回除染全部やるくらい努力してもらっていいと思うのです。ただ予算がありますので、そんな無理は言いませんので、フォローアップに関しては、高いところは徹底して潰してください。

あとは、いぐねに関しても、やっぱり持ち主から了解得られるのであれば、それは木を切ってしまったほうが一番早いと思うのです。それで終わるかといったら終わらないですよ。剥ぎ取りも当然やらなくてはならないし、そういう手法を取ってスムーズに線量を少しでも低減させていただければ。それにしても一番は予算ですので、予算をスムーズにつける努力していただければありがたいと思います。私の要望としておきます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 要望でも答弁できれば。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 渡辺議員から一番問題は予算ではないかというご指摘をいただきました。環境省では、この拠点事業に関する予算、これまでどういったものが必要か推定をして、毎年度要求をしてきたところでございます。また、今後また必要な予算をしっかりと取っていくと。これは、我々のまさに取組の基でございますので、政府全体連携しながら予算の確保にこれからも進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかに。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず最初に確認したいことがあるのですけれども、3ページの今宅地の除染の90%、面積の90%、未同意の1.6%が出ていて、着工可能なところは全て着工していますということだったのですけれども、最近大分いろんな建物が残っていたところが進んでいるとは思うのですけれども、これ面積のパーセンテージと未同意のパーセンテージなので、はっきりしたところが分からぬのですけれども、宅地は13ヘクタールがあるわけですけれども、未同意の面積はある程度把握されていると思うのですけれども、なので、あとどのくらい残っていて、どういうスケジュールで進んでいくのか、もう少し具体的に教えてください。

それから、もう一つなのですけれども、5ページの森林の低減の32%低減なのですけれども、当然ほかのところと比べて32%しか低減していないので、なぜ32%しか低減しないのかということは当然検証していると思うのですけれども、その検証を教えてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘、ご質問ありがとうございます。環境省でございますが、まず宅地について、おっしゃるとおり残り13ヘクタールとこの時点になってございまして、直近最新で申し上げますと、1月末現在において残り12ヘクタールとなっている状況でございます。こちらにつきまして、同意がされていて、かつ同意済みであっても、なかなか場合によってはその後関係人とご連絡つかない等で着手できない場所もあつたりはいたします。そういうったところを除いて、できる限り迅速に進めていきたいと思っている状況でございます。12ヘクタールが残っているという状況になります。

もう一つ、森林の32%がなぜかという点でございました。森林については、やはり生活圏の線量低減に向けて林縁20メートルの線量を低減するという観点で堆積物除去をさせていただいているという状況でございまして、一方で、それ以上やった場合には例えば森林の機能劣化ですか、あるいは土砂の流出のおそれがあるということで、その先はなかなか例え個別のフォローアップ除染の中でどうやっていったらいいか、一つ一つ丁寧にさせていただいていると、そういうった状況でございます。そういう中で、ほかの宅地ですか、農地のように広く全体として除染が進められる手法でやっていくというところに比べて、線量の低減率がどうしても同じにはなかなかいかないと。あるいは斜面があつたり、根っこがあつたりと、そういう状況もございまして、今技術的に難しい面があるという認識でおりまして、そういうった点、除染検証委員会でもご指摘いただいたのかなと思っている次第です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 1点目のところなのですけれども、うまく通じなかつたみたいで、未同意の1.6%の25名の面積は幾つなのですか。そう聞けば通じますか、すみません。

それから、今の森林の件ですけれども、崩れるところがあるとかなんとかという話が出ているのですけれども、少なくとも特定復興のところはそんなに山ではないので、その面積の割合が何%あるの

かという話までするとややこしいことになるので、そんなことは言いませんけれども、なぜ線量が下がらないのかということを、具体的にどういう検証になっているのですかということをお聞きしたので、そこをもう一度お答えください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省、中村でございます。

まず、1点目のご指摘、未同意の部分につきまして、25名の方については1.4ヘクタールという状況でございます。その後、1月末時点で未同意の方2名減りまして、23名までになってございまして、その23名の方でいいますと1.1ヘクタールと、そういった状況になっております。森林の除染のところご説明が足らず申し訳ございません。なぜ32%かといいますと、やはり今の森林の除染、技術的に可能な除染手法で対応した結果、どうしても32%という形になってしまっているというお答えになってしまいまして、例えば宅地、農地、道路とそれぞれその場所に適した除染手法でさせていただいているところでございますが、森林については現状技術的に面的に可能な方法で進めさせていただいている結果として、32%までの低減になっていると、そういったところでございます。こちらについては、やはりどうしてもほかの町村の状況も併せてもそのような低減率になってしまっているという状況でございます。ただ、引き続き、そういった意味で一つ一つより線量が高いところから順次フォローアップの除染させていただいて、さらに低減できるようにしたいと、といった考えであります。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 宅地の未除染が今の話でいくと11ヘクタール残っているということになるとと思うのですけれども、11ヘクタールのうち春までに先ほどの話だと、同意はしているけれども、除染にゴーがかからないところがあるという話が出ていたのですけれども、今度それは何ヘクタール残っていて、結果的に何を言いたいかというと、いつの段階でどの程度終わるのですかということをはっきり聞きたいのです。ということ。

それから、森林の件に関しては、うまく何かはっきり答えないのですけれども、結局は除染の方法が間違っているから、下がらないということですよね。下げるための除染ができていないと考えていいくのですか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） まず、1点目でございます。申し訳ございません、すぐに何ヘクタールとかという形ではお示しできないのですけれども、まず当然年度末に向けて着手できるところはきちんと着手して完了するというのが目標でございまして、1つは全体で言えば98%といったところを除染進捗としては目指しながら、ただ先ほど申し上げたとおり、どうしても同意していただいた中でまだ一方で実際には着手に至る立会いなど進められない箇所も含まれてございまして、そういった状況もあるのですけれども、ただできる限り全

体で98%といったところを年度末までに目指していきたいと思って作業を進めている状況でございます。

森林の除染手法が間違っているという厳しいご指摘いただきました。我々としては、現状できる方法で例えば堆積物の除去、あるいは強残渣除去という方法で進めていく中で、そういう数字になっていると。ほかなかなか個別に見ますとどうしても森林の機能維持したり、あるいは土砂の流出がないような形できちんと森林除染、全体的に進めていくというような技術的な知見がまだどうしても集積できていないところがありますので、そこは同時に整理しながら、今やれる方法で進めていくと、また並行してフォローアップの中でできるところは一つ一つさらにできる方法で進めていくと、そういう形でやっている次第でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 宅地の除染に関しては、どんどん進めていただきたいのですけれども、ある程度地主、所有者の都合でいろんなことが起きているのは分かっているのですけれども、その中でも年度末までにここのところとかでなくて、絶対値としてここまできちっと終わる計画になっていて、そこからある程度遅れてオーケーした人のところ、当然未同意はできるわけないので、それはしようがないのですけれども、絶対値としてきちっとどこまでできる計画をしていただいているのかということをお聞きしたいのと、あと森林に関しては堂々巡りになるのですけれども、ここは川内村とか、山の中ではなくて、今度の特定復興のところは特に少し山風なところもありますけれども、宅地のところの平坦なところが多いので、除染の方法のことを言っている意味で土砂が流出するとか、木が枯れるとか、理解に苦しむ部分がたくさんあるのですけれども、取りあえず落ちないということは、環境省の除染の仕方が間違っているということだと思うのです。間違っているのだったら、ちゃんと除染をしたところの線量が落ちるような対策を取るということが本来あるべき姿だと思うのですけれども、ほかの町でも同じですということであれば共通のことなので、そこはきちっと新しい対策をつくらなかつたらいつまでたつたって下がらないと思うのですけれども、その辺はどういう方向でいこうとお考えなのですか。

○議長（高橋 実君） なかなか答弁できないのだろう。

所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 大変失礼しました。森林について少しご説明させていただきます。

検証委員会の報告書の16ページにも森林除染についての評価が書かれております。まず森林がなぜ落ちにくいかというところでございますけれども、今森林の中で線量の基となっている放射性物質があるのは、落ち葉とか、堆積物ではありませんくて、既にその下の土壌のところにたまっているというのが今回の検証委員会でも確認をされたというところです。そうしますと、土壌をどれだけ取れるかというのが低減率に関わってまいります。その1つ下ですけれども、であるがゆえにさらなる低減に

向けては土壤の剥ぎ取りとかが必要だということのご指摘あるのですが、ではなぜやっていないかということでございます。これについては、今議員ご指摘のとおり、平らな土地であれば流出とかあまりないのではないかということでござりますけれども、確かに山地よりは流出しにくいとは思うのですけれども、例えば強い雨の場合とかでたたかれてしまって多少流れるということは十分ありますし、またむき出しになることで木の成長、あるいは維持に影響が出るケースはやはり平地であってもあると思うのです。実際今回も桜の件でも、そういった剥ぎ取りをしたら桜の木がこれ以上やつたら傷んてしまうのではないかという、そういうやり取りの確認の中で最終的には切るという結論になったわけですが、そういった平地であっても森林への影響というのはやはり慎重に見ないといけないということで、現在のやり方では土壤の剥ぎ取りというのは一般的な手法の中には入っていないのです。ではあるのですが、今町でもフォローアップ除染という中では現場の状況に応じてその部分も必要に応じてやり始めておりますので、今後の低減に向けてはそういった樹木への影響なども考慮しつつ、土壤の剥ぎ取りも現場の状況に応じてやっていくということで考えてございます。これは、ある意味ほかの町も含めて、そういった現場での状況でやっていくことになろうかと思っております。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 宅地の話は面積が分からぬということで、なしになってしまったのですけれども、取りあえず除染検証委員会の評価について足りない部分はきちんとやっていただきたい。今の森林のお話をされども、今の話を聞いてみると、先ほどの9番議員の話で、9番議員はいぐねの話を、屋敷林の話をしているのですけれども、それと同じことで、所有者が木を切らないでくれと懇願して、我々は土地の剥ぎ取りをしていないのですよというような言い方に聞こえるのですけれども、人によってはそういう人もいるかもしれないのですけれども、基本的には皆さん 대부분は線量下げほしいというのが我々の気持ちだと思うのです。そうしたら、おのずと結果は出てくると思うのですけれども、そういう方向でぜひ考えてもらわなければいけないところに来ているのではないですかということについて最後にもう一回聞きます。

それから、前段でございずっとしゃべり過ぎてしまって申し訳ないですけれども、もう一点本当は本題のところで聞きたかったのですけれども、11ページの評価のところと21ページの評価のところも全部同じなのですけれども、フォローアップにしても何にしてもこういうクラックとか、そういう局所的に高い部分があって実効性のある除染を行う必要があるということや、フォローアップ除染による空間線量の低減に努めるべきであるとかと出ているのですけれども、この辺については、やります、やりますしか聞こえなくて、どういう形でちゃんとやってくれるのかというのは、すぐに始まつていくということでおろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。フォローアップの除染については、例えばクラックについても、一つ一つの状況を

見ながら既に始められるところは始めさせていただいてございますし、除染、あるいは解体の工事をもし可能であれば切れ目なくぜひ続けさせていただく中で、継続的に引き続きやっていくと認識しております。

○議長（高橋 実君） 関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） まず、森林でございます。ご指摘ありました森林の除染の方法につきましては、まさに委員ご指摘のとおり、現場の状況踏まえれば、より効果的な手法があるのではないかということだと思います。そこは、まさに先ほど答弁させていただきましたとおり、それぞれ関係人の方のお考えもあろうと思いますけれども、そういうところも含めて現場の状況をよく把握して、さらなる低減のために効果的な手法というのをきちんと選択できるようにこれから取り組んでいきたいと思います。

それから、フォローアップ除染につきましては、報告書の20ページに写真がございますので、ご参考までに御覧いただきますと、上から森林除染、表土の削り取りとか、客土の吹きつけとかやっているのに加えて、下に行きますと構造物の際ですとか、あるいは未舗装の路肩、それからクラックの部分、そういうところについてやっているというところが示されてございます。こういったところは既に着手するところはしております、こういったものを引き続き今後もやっていくということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 亀裂のフォローアップに関してなのですけれども、今避難指示解除になっているところのフォローアップをしているときって、亀裂のところを何十センチかカッターを入れて切って、そこの高いところをアスファルトのやり直しだったり、コンクリートの場合はコンクリートのやり直しだったり、そういう亀裂のフォローアップをしていたのですけれども、今特定復興再生拠点のところを歩いているというか、普通に通っていると、あまりアスファルトとか残っていてもそういうところが見えないのでけれども、それは線量が低いからやっていないという考え方でやっていないということですか、それとも後回しにしているだけですか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。今、特定復興再生拠点区域内でも同様にそういう亀裂について必要なところは切って、砂利を取ってといったところ、作業としてやってございますので、特定復興再生拠点内でも進めているという状況でございます。

○議長（高橋 実君） 富岡分室、赤羽さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室推進官（赤羽郁男君） 遠藤議員、質問ありがとうございます。議員のおっしゃるとおり、解除済みに関しては、私たちはパッチワークという、そ

ういう名前で舗装の線量低減を行っていたのですけれども、今そういう箇所3か所、4か所ですか、まず舗装なので、関係人の了解を得なくてはしようがないもので、関係人に計画書の説明、そして行いますということで、今そこに関しては範囲出しを行って、そしてカッター入れを行っています。ただ、舗装なのですけれども、舗装の表層部分に関しては、こちらの都合なのですけれども、まとまった時期に行うということで、3月の中旬から3月の下旬に関して表層の打設を行っています。ただ、今そのような感じで準備というのですか、表層の撤去、そして路盤まで線量が浸透しているか、それを確認して、路盤の入替えが可能ならそういう箇所を今やりつつあります。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 農地除染のことでお聞きしたいのですけれども、大分線量は下がっているというお話なのですけれども、農地というのは線量下がってもやはり使わなければ、作物ができなければ、帰ってきた人たちも、そこが楽しみで帰ってくるという方もいらっしゃるのですけれども、自分の農地が除染されて、いざ耕してみたらあり得ない石とか、田んぼにも石とか、そういうのがあって、やりたいけれども、やれない、こういう除染の仕方というのは、前々から環境省には耳に入っていると思いますが、そういう相談事をして、除染してしまったから、2回やってしまったから、それはもうやりませんでは、やはり私は、せっかく戻ってきて農業をやろう、自分の食べるものだけでも作りたいという、そういう人たちの気持ちを考えていただいているなと思うのですけれども、そういうご相談というのはありませんか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。農地の除染につきまして様々ご指摘いただいているというのはおっしゃるとおりでございます。これまでのやり方の中で、お返しするときに実際に使えないというようなご指摘、お叱り等いただいたことございました。そういったところも踏まえて現在、環境省で除染を進める際には例えば復興組合の方であったりですとか、あるいは町の方にも立会いいただくなれば、あるいは当然関係の方がご都合よければお立会いいただいたりしながら、一つ一つ丁寧なご指摘、ご要望いただいたり、あるいは引渡しの際にご確認をいただくというようなことをしているところでございます。また、除染の中でできることはできるだけさせていただきつつ、場合によってはその先の再開支援の準備事業であったりとか、様々な事業も活用して、もしお戻りいただいて農業をという方おられれば、うまく円滑にそういう形に入っていけるように国の中でも、あるいは町の皆様とも相談しながら丁寧に対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 今農地のご説明いただきました。町としましては、まず米ですが、

こちらについては本年度川田地区で3反の作付を行っております。そちらについては一応基準値以下ということで、今、来年度出荷に向けての調整をしているところです。あと野菜につきましては、令和3年度に3か所、本年度が9か所ということで栽培を行っております。こちらも基準値以下というようなことですが、現在県が国と来年度の出荷、摂取、食べられるような形での調整を進めているところです。あと先ほど自宅内で野菜等作ってというようなお話をありがとうございましたが、そちらについては、こちらの避難指示解除したエリアについても、しばらくは基準値を超えるようなものも出ておりました。そちらについては、随時検査所で検査をしていただいて確認をしていただいて、しっかりと確認をしていただいてからお召し上がりいただくことでご指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 課長、農地、田んぼ、畑の除礫に関してなのです。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 申し訳ありません。田んぼ、畑の除礫ということですが、そちらについては、拠点内については現在環境省の除染のメニューの中で、ストーンクラッシャーといったものを使って石を細かくするような作業をしていただいております。まだ全域について完了はしておりませんが、拠点内においても既に今年の春から営農再開をしたいという方もおりますので、そういう農地を優先して今作業を進めていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） あまりにも大きい範囲で、私は自分が帰ってきた前にある土地なのです。自分のうちは除染していただいているけれども、いざ使う農地が耕してみたら石ころだらけだったといって何度か役場に言った人もいます。でも、それが環境省に行くとそれは認めないと、もう終わった話だと。立ち会った、立ち会ったといったって、やっている作業ではないのです。立ち会ったというのは、こういうことをしますから、こういう土を入れますからと言われて、いざその日に行ってみても終わった時点なのです。ほぼ、ほぼそういう人が多かったです。だから、やった後のこれはどうなのですかと言っても、環境省の受注者の方では、もうやったからやらないと。そういうのは私は農地には適用しないと思います。農地は何のための農地なのですか。生きるため、食べ物を作るために私たちはそうやって戻ってきて自給自足やりたい、それが元気の源なのです。そういうことも簡単なこともできずに、除染して終わりました、どうですか、農作業、お野菜でも作っていますかなんて一回も来たときないですよね、本当に帰ってきている、これだけの少ない人数の農業やっている人に対しても。だから、そういうところが私はとても環境省もそうだし、内閣府も信用できないと言いたいのです。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。もし実際環境省、あるいは環境省の受注者が丁寧な形で農地の除染、あるいは除染後の状態についてご相談できていなかったとしたら、それは本当に申し訳ございません。環境省としても、当然農地を除染する際には、もちろん除染としてできるところがありますけれども、ただその先、農業をやっていただけるということを考えながらやるというのは本当におっしゃるとおりだと思っていまして、立会いについても、始めるときだけではなくて、完了時にも立ち会っていただいた、確かに終わってしまっているというご指摘もあるうかと思いますが、一つ一つ丁寧にやっていきたいという思いは本当にございますので、引き続きご指摘あればいただければと思ってございますし、我々もそう思っていただけるように丁寧に一人一人、あるいは一つ一つの農地の除染を進めていきたいと思っている次第でございます。また、営農に向けてという意味では、その先きちんと営農再開につながっていけるように国全体、あるいは町の皆様とも相談して、きちんと農地を使って営農に向けて進めていけるように努力していきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 除礫の問題ですが、既に除染が終了して環境省の対応ができないということですが、今町で使っている営農再開支援事業で、出荷が基本となります、そういうところのメニューで何か除礫のメニューが使えないかということをご相談させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 1点だけ教えてください。聞くというよりも、21ページの評価についての中の中ほどに表土の摘み取りというか、剥ぐ状況下の、はっきり言えばこれからもまだやるべきだという面で書いてあるのですが、その20ページの写真を見させていただくと、もちろん森林の草を剥いでいただいて、もっと線量下げるというのは分かるのですが、最近思うのですが、剥いだときに関連する簡単に言えば水路とか、低いところに、影響ないと思うのですが、相当水が流れている状況、確認を取るのですけれども、そういう面で広範囲について、どこまでの範囲をモニタリングと考えるか。やっぱりある程度影響あると思える範囲はやっていただくような方向性の範囲でよろしいですか。1点だけ確認だけ。分かりませんか、要するにフォローアップで実際的に削った後から水がたまって、ある程度低いところの、はっきり言えば除染されている地域に相当流れているのを確認取れるのですが、そうすると、フォローアップというのはそこだけではなくて、やっぱり下がった辺とか、そういうところ踏まえて広範囲にやるべきだと思うのですが、そういう方向性って考えますか。分かっていただけますか、今の。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。ご質問、あるいはご指摘は、森林のフォローアップやっている中で、実際に例えば表土とか剥ぎ取ったとして、その場所に例えば雨が降ったりとかあって、さらに流れていって低線量のところにも行ってしまうかもしれないというところも踏まえて、きちんとそういうところも全体として対応しているのかというご指摘だと思いますが、当然おっしゃるとおりで、実際フォローアップの除染する際には、そのほかの場所がそもそも改めて線量が上がったりしないようにということを極力気をつけて当然実施してまいりますし、またその結果として万が一そのほかの箇所で線量がまた上がってしまうというようなことがあった場合には、まず状況も確認しながらきちんと対応していきたいと思ってございますし、そもそもそういうことがないようにできる限りしたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） そのようにもちろんお願いしたいのですが、この中のどうしても20ページの写真を見ると、やっぱり住宅地の脇とかももちろんフォローアップされると思うのですが、そういうところにももちろん流れる可能性もあると思うのです。だから、広範囲というのは森林だったらその関係ではなく、または人家の脇でも、関係するようなところがあれば全体的に見ていただくということの評価でよろしいのですよね。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 報告書の表現がどうかというのはあれですけれども、私どもとして申し上げられるのは、当然モニタリングは事後のモニタリング含めて、森林のそばとかだけでなく、全体的に実施して、状況はきちんと全体で確認して影響があるところについてフォローアップの除染するというのは、そういった全体の状況、生活圏全体の状況だと思ってございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 今ほどいろんな議員の皆さんから森林の線量がまだ高いのではないかというお話をありました。これやはりこの線量の低減率、ほかと比べるとかなり低減率低いので、安心ではなくて不安につながる大きな要素になると思うのです。今ほどいろいろご説明だったので、くどくどは申しませんが、平成29年の避難指示解除前にも20メートルの範囲というのは非常に狭いのではないかと、もっと広げてやってはいかがかというような意見、要望出させていただいて、結局今回もそれは変わらず、基本20メートル程度というところでやられていると思うのですが、今後についてそういうところ、この要望をくみ入れていただいて、除染の方法も含め、検討いただけるかどうか。それは、避難指示解除になった場所でも、もう少し範囲を広げますとなったときには対応していただけるのかどうかというのを1点伺いたい。

それと、各所で除染検証委員会の皆様からフォローアップ除染の重要性というのが指摘されています。これも平成29年の避難指示解除の前にいろいろ議論あったところなのですが、解除してしまうと除染の危険手当がなくなるのではないかと、そういうことによって作業員がなかなか集まらなくて事業が停滞するのではなかろうかというようなご不安が結構議論としてありました。今回も、拠点が解除になってしまえば恐らく手当がつかなくなってしまって、フォローアップに行く人材が少なくなってしまうのでは、これからフォローアップどんどんしていただきなければいけないのに厳しい状況になるのかななんて懸念もあるので、その辺り救済策というか、そういった手当をもう少し拡充して人をきちんと確保するようなことを検討されているのかどうか、というか、していただきたいのですが、その辺りのお考えお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 関谷さん、やってくれないか。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 今ご指摘をいただきました幾つかございますが、まず森林除染の手法についてということで、前回の解除時のご要望もあったということでお話ございました。まさに今日ご議論いただいたところもそういったものとも関連をしていると思います。現時点で確かに手法としては、そのときと同じことをまずやらせていただいたというところでございますけれども、やはり今回やってみて前回以上に線量が高いところがあって、その結果として今低減率が三十何%という状況がございますので、私どもとしてはそれをいかに下げていくかということはしっかりと考えていかなければいけないと思います。その上で何が必要かというところについて、それが先ほど申しましたように、線量の基が土壤にあるというのは今回検証委員会でも指摘をされましたので、それも頭に置きながら、例えば剥ぎ取りをやっていく範囲を決めていくとか、そういったことをやっていきたいと思っておりますので、この時点で全体的に共通してこれをやりますというよりは、やはりここから先は現場の状況に応じた柔軟な手法を考えしていくことに尽きるのかなと思っておりますので、ぜひそういった形でやらせていただきたいと思ってございます。

それから、避難指示解除後の危険手当、いわゆる特殊勤務手当の件でございます。確かに避難指示が解除されれば、作業員の方々に環境省として通常の避難指示が出ている時点で事業者にお払いする中に計上している特殊勤務手当は計上されない形にはなると思ってございます。ただ、それによって体制が取れないとか、あるいは事業の進捗に影響が出ては本末転倒といいますか、そういうことがあってはならないと思ってございます。これもなかなかそういう意味では手当がない中で何ができるかというのは、発注者としては難しいところでございますけれども、今後拠点区域でやっていくとすればやはり線量の高いところでフォローアップということになりますので、それなりの避難指示区域ではないにしても線量管理なり、そういったものは必要になってくると思いますので、そういった部分で事業者で必要な経費はしっかり計上してもらって、我々もそれにきちんと協議に応じて、それによって体制の確保にもつながっていくような取組はこれからもしていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。あと2名ほど。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 検証委員会の報告書見て、ある程度納得するところはあるのですが、ただ疑問に思ったのですが、区域内の帰還予定者の数は役場では把握していると思うのですが、その宅地と隣接したいわゆる未同意の人たちの案件は幾つか存在するのでしょうか、それを教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。私のほうで帰還予定者、申し訳ございません、まだ把握しておりませんので、確認をした上で環境省と協議をして対応早急にしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 私は、既にそういう帰還予定者の数というのは把握していると思って、逆に予定、帰ろうと思っている人たちの隣地といいますか、隣接した、特に夜の森地区だと桜とか、市ノ沢とか、家屋が隣接したところで、隣が除染していないので、私は帰るには抵抗があるよなというような人たちとか、そういう人たちが存在するのかどうか、その辺はきちんと把握してもらって、早急に対応してもらわないと帰町者の増加にはつながらないわけですから、拠点内の少なくとも戻ろうという準備宿泊等で、ある程度の数は把握できているはずですから、その辺と地図上で未同意者の数ぐらいはきちんと把握しておいて、適切な対応をお願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 申し訳ございません。全体の帰還希望者というのは、先ほど申しましたように私のほうで把握はできておりませんで、こちら改めておわび申し上げます。なお、準備宿泊をされている方で不安点、相談会のときに出されたところにつきましては、環境省に既に対応お願いしてやつていただいているところでございます。ちなみに、件数は3件ございましたので、そちらの対応は済んでおります。

以上です。

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件1、富岡町除染検証委員会の除染検証報告についてを終わります。

ここで、説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 2時45分)

再 開 (午後 2時58分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件2、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた取組についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 説明する時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

この春の避難指示解除を目指す特定復興再生拠点区域につきましては、逐次議員各位に作業工程や整備状況等をご確認していただき、その時点における状況等見極めながら、避難指示解除に向けて段階的に立入り規制の緩和や準備宿泊の開始を実現いたしております。また、立入り規制緩和以降におきましては、当該地区の状況を町民の皆様をはじめ多くの方々にご確認いただくとともに、町政懇談会等を通じて広く周知をいたしております。町執行部といたしましては、避難指示の解除目標とする春が間近となった今、避難指示解除を見極める段階と捉え、本日説明する機会をいただきました。本日は、これまでの説明内容と重複する部分がありますので、説明時間少しあげさせていただきますが、改めて現状と取組などをご確認いただくとともに、特定復興再生拠点区域の避難指示解除についてご意見をいただきたいと思います。

それでは、着席し、資料に基づいて説明させていただきます。それでは、資料1ページ、1、特定復興再生拠点区域の避難指示解除の考え方を御覧ください。特定復興再生拠点区域の面拠点、点及び線拠点を示した図であります。避難指示の解除の考え方としては、面と点及び線拠点を別に協議していくということを12月8日の全員協議会で申し上げ、国との協議を進めてまいりました。その結果、面拠点はこの春の避難指示解除を目指し、点及び線拠点は外縁除染の進捗や放射線量を確認しながら解除時期を別途協議することといたしました。つきましては、本日ご意見いただく内容は、面拠点の避難指示解除に対するご意見でありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、除染検証委員会からの町への報告概要でございます。この件につきましては、付議事件1で説明がありましたので、詳細な説明は省略させていただきます。

3ページ下段の総評をご確認ください。改めて総評を申し上げます。特定復興再生拠点区域内は、おおむね除染が行われ、その効果は確認できる。地上1メートルの空間線量率は、全体で時間当たり $0.53 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、宅地で時間当たり $0.40 \mu\text{Sv}/\text{h}$ となっており、除染による生活圏での空間線量率の低減については効果が確認されている。以上により、特定復興再生拠点区域における生活環境の回復はおおむねなされると判断する。であります。

また、報告書には、先ほど付議事件1でもありましたとおり、放射線に対する不安を解消し、理解を深める取組の継続、除染に関わる事後モニタリングの継続、未除染地の継続的な除染、さらなるフォローアップ除染の実施などの提案をいただいておりますので、引き続き取り組んでまいります。

次に、4ページ、3、特定復興再生拠点区域の現状、(1)、インフラ復旧を御覧いただきたいと思います。上下水道や道路、電気、ガス、電話、インターネットについては、一部令和3年度末に発生しました地震被害への対応を進めておりますが、使用可能の状態であります。また、夜の森公園や新田団地、夜の森消防屯所についても、年度内完了に向け、順調に整備を進めております。

続きまして、5ページ、(2)、生活関連を御覧いただきたいと思います。郵便や新聞配達は可能、また日本郵便株式会社がJR夜ノ森駅及び新田団地前に郵便ポストを設置することとなっております。宅配については、宅配事業者の会社の方針として避難指示解除後の配達ということがあったため、協議が進展しておりませんでしたが、宅配事業者側の再配達の解消、それから受け取り側の各営業所まで出向く負担の軽減などから、新たに宅配便ロッカーのプロードステーションというものを町内に設置することで協議を進めています。

続きまして、公共交通についてでございますが、利便性向上に向け、協議を進めながら、デマンドバス1台増便の2台体制で運行を実施しております。買物環境につきましては、移動販売車による販売の継続とその範囲を拡大するとともに、店舗誘致に向けた活動を今後も展開してまいります。

防犯面につきましては、治安を守るパトロール拠点として使用再開した双葉警察署夜の森駐在所を避難指示解除決定後に駐在所機能として再開することを改めて要望するとともに、とみおか守り隊や警備会社訪問型パトロールによる24時間365日体制を継続いたします。

鳥獣被害対策につきましては、現在環境省が取り組んでおりますが、避難指示解除後は町の鳥獣被害対策実施隊が引き継ぎ、捕獲活動を行う予定であります。

次に、6ページ、4、町民の皆様からいただいた主な意見を御覧いただきたいと思います。ここでは、町政懇談会や準備宿泊者を対象とする健康相談会や個別相談で上げられた主な意見を、まちづくり、生活環境、防火防犯、その他に集約し、ご紹介をいたしているところでございます。

まちづくりに関しましては、均衡あるまちの復興、リフレ富岡の跡地利用、生活環境については、宅配への要望や衣料品店舗の誘致、防火防犯に関しては、切れ目のない防犯対策を、そのほかとして、すぐに帰還したい、夫婦での帰還を予定、放射線への不安はない、家族は線量や防犯面の不安で帰還しないなど様々なご意見をいただいたところであります。

町執行部といたしましては、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に関する特段のご意見はなかつたと捉え、特定復興再生拠点区域の避難指示解除については、おおむねご理解がいただけるものと12月定例議会の町政報告でいたしているところでございます。

次に、8ページ、5、避難指示解除後の支援や予定を御覧いただきたいと思います。生活に直結する様々な項目について記載いたしました。これらは、平成29年4月の避難指示解除時と同様に各関係機関が対応する旨の見解を伺っております。

また、町予算に関わる事項につきましては、連絡5年度当初予算に計上する予定で調整を進めておりますので、現時点での予定であることをご理解いただきますようお願いいたします。

まず、(1)、電気につきましては、電気事業者による電気メーターの交換が計画的に進められており、今後における電気使用の有無を確認しているところでございますが、電気料金につきましては、基本的に避難指示解除半年後から発生すると伺っております。

(2)、ガスにつきましては、使用開始後からの料金発生、(3)及び(4)、上下水道につきまし

ては、当面の間、具体的には避難指示解除後2年を超えた年度末の減免措置期間の終了時までは、累積10m³以上になった際の検針月に料金発生となります。

(5)から(7)につきましては、環境省による取組であります。浄化槽については、清掃及び屎のくみ取りを各家庭1回限り実施、生活ごみの回収作業を解除後1年間継続、建物解体の受付は、解除後1年間とするものであります。

なお、先ほどの(1)の付議事件でこの建物解体については議員からご質問があり、個別にて対応すると回答いただいていることを申し添えたいと思います。

(8)、帰還移転補助につきましては、避難先から町内に帰還するための引っ越し費用の一部を補助するものであり、来年度当初予算に計上する予定でございます。

9ページ、(9)、緊急通報システムについては、65歳以上の世帯を対象に緊急通報システムを貸し出し、週1回の安否確認や健康状態の確認を、住まいへの支援としましては、これまでの定住化促進対策住宅補助や借主の改修費用等の一部などを支援を住民票の異動が可能となる特定復興再生拠点区域を含めた範囲で実施する予定であります。

(11)、家庭用防犯カメラ設置補助や(12)、鳥獣被害防止電気柵等購入への補助については、継続いたします。

(13)、国民健康保険税、医療費などにつきましては、令和3年3月の閣議決定の避難指示解除した年の翌年4月から10年間で減免措置終了に基づき、表のとおり予定をしております。また、介護保険や後期高齢者医療についても同様の考え方となります。

(14)、固定資産税につきましては、表のとおり令和5年度は課税免除、令和6年度から8年度は2分の1課税、令和9年度以降、通常課税を予定するものであります。

なお、令和6年度の括弧書き、条例2分の1減免につきましては、議決案件でございますので、議決後の執行とはなりますが、町執行部としては平成29年度の避難指示解除時と同様に取り組みたいと考えております。

続きまして、10ページ、6、今後の夜の森地区のまちづくりを説明させていただきたいと思います。

(1)、イベント開催によるにぎわいづくりとしては、現在桜まつり実行委員会で準備を進めています4月8日、9日の両日開催の富岡町桜まつり2023やYONOMORIまち灯りなど事業を計画しております。

(2)、リフレ富岡跡地活用の検討につきましては、今後における施設維持管理を考慮しつつ、必要な機能を限定し、規模を縮小した施設整備に取り組み、暮らしを充実する町民や近隣居住者等が交流する温浴施設や買物環境、コミュニティーを促進するイベント広場の整備に向け、早急に検討を進めます。

(3)、新田団地住宅の入居者募集開始につきましては、募集期間を2月20日から3月17日まで行い、入居開始を避難指示解除後とする予定でございます。なお、内覧や抽選時期については、今後詰

めてまいります。

続きまして、11ページ、(4)、夜の森地区の生活環境の充実としては、老人福祉センター跡地に定期的な巡回や随時通報への対応、利用者に応じた介護と看護の一体的なサービスを提供する訪問看護事業が開業予定であるとともに、事業再開及び創業につなげる各種支援メニューの周知や案内による事業者誘致に注力いたします。

(5)、営農再開目標の更新といたしましては、これまでの営農再開目標面積280ヘクタールに当該区域の農地70ヘクタールを追加した350ヘクタールに更新し、地権者の営農意向調査、それから農業法人等の誘致に取り組んでまいります。

なお、農産物の出荷につきましては、今年度の試験栽培や実証栽培の結果を受け、国と県とで出荷等制限の解除を協議していくことを申し添えたいと思います。

続きまして、12ページ、7、特定復興再生拠点区域における避難指示解除に関する国の方針についてを御覧いただきたいと思います。この件につきましては、全文朗読をさせていただきたいと思います。

富岡町においては、これまでの説明のとおり避難指示の解除に向けた様々な復興・再生の取組を進めてきました。昨年4月11日からは「準備宿泊」を開始し、現時点（1月末時点）において26世帯・54人の町民等の皆様にご登録いただいている。国としては、これまでの復興に向けた取組を総合的に判断した結果、富岡町の特定復興再生拠点区域について、避難指示解除の要件は満たしており、避難指示を解除し、帰還を希望される町民の皆様がふるさとの生活を再開いただけるようにするとともに、富岡町の復興を新たな段階に進めることができると考えています。当然のことながら、帰還するかしないかは、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって帰還を強制されるものではありません。また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が直ちに終了するわけではありません。国としては、避難指示の解除後も、引き続き政府一丸となって、富岡町の復興に向けた施策をしっかりと展開してまいります。

以上が国の方針についてでございます。

続きまして、13ページ以降でございますが、こちらは参考資料として掲載いたしましたので、後ほどご確認をいただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。先ほどの除染関係ともつながってくるかと思うのですけれども、今回解除要件20mSvも下回り、インフラ等もおおむね復旧されたということで、解除に向けて進んでいくのだろうと思うのですが、避難指示が解除されたとしまして、既に解除されたところも含めてなのですけれども、町はもとより国も年間追加被曝1mSv以下を目指すと、先ほどの報告

書にもありましたが、そういった中で国としてはどのように具体的に1mSvを目指すのか、解除した後どのように1mSvを目指してくれるのか教えていただければ幸いかと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） ご質問ありがとうございます。今ご指摘がございましたとおり、国としましても長期的な追加被曝線量年間1mSvを目指すと、これはまさにそのとおりの目標でございます。環境省の立場としましては、これまで除染を通じて空間線量率の低減をやってまいりまして、今日検証委員会の報告書ありましたとおり、現時点での状況というのはこういうことになっていると。一方で、ご指摘がありましたとおり、まだこれからフォローアップ除染含め、我々の仕事として残っている部分ございますので、そういったものを通じながら、生活圏での線量率の低減につながる取組、これをしっかりと進めるということがまず必要だなと思っております。環境省としては、そういったところでまずは年間1mSvを目指す取組に貢献をしたいと思っております。また、あわせて、そういった状況について、線量率の状況について、これからもモニタリングもしっかりとまいりますので、それをまず皆様にきっちりお知らせをするというところ、その中で様々なご指摘、ご不安あると思いますので、そういったところに丁寧に対応していきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 黒田班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 内閣の立場からも補足させていただきます。先ほど関谷所長からもありました解除後のフォローアップ含めてしっかりと国としても一丸となって対応していくと、当然のことながらしっかりとやらさせてもらいます。さらには、個人の線量につきましては、空間線量に基づく実際の行動に寄与するところもございます。そういった点につきましても、正しいリスクコミュニケーションと、あとは研究機関の、今回も準備宿泊の方にご協力いただきまして、線量を実際測ってもらったりとかしております。そういった中で、追加の1mSvしっかりと目指せるようなモニタリングや行動みたいなところも含めて、ちゃんとフォローをしっかりと進めてまいりたいと思います。いずれにしましても、様々な対策を講じまして、安心してお住まいいただけるような環境を国として、政府としてもしっかりと町、県も一緒になって進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。行動パターンによるリスク、線量のどのぐらい線量受けるかというのも今研究されているということで少し安心いたしました。既に解除されているところについても、追加で除染をされているというのがあまり目に見えないというところもありますし、現実味がなくて、解除されてしまうと除染はほぼ終わりだなというような感じに私には受け取れるような感じになりまして、今回特定復興再生拠点についても解除されてしまったらほぼ、ほぼ除染はそれで終わってしまうのではないかという懸念がありまして、今回質問させていただいたのですが、や

はり自然減衰はあるとしても既に解除されたところ、こちらが除染されているようなところがあまり見受けられないので、私も心配になっているところです。そういうことがないように、町民の方にも不安を与えないように、しっかり除染はされていますと、そういうところが見えるようにしていただきたいなというところと、あと本当に1mSvに向かって実際いっているのかというのが分からぬ状況ですので、そういうものも見える化していただきたいなと思っています。私の中では、里山除染も森林除染もほとんどされていない中で1mSvを目指すというのはすごく難しいことではないかな。先ほど個人の方の行動パターンも含めて、やはり住宅に365日、24時間いるわけではないので、様々なところの線量を低減させなければならぬと思っています。そういうところでまだ帰還される方が少ない中で、そういう帰還していないところの土地であったり、所有者の山林であったり、そういうところのモニタリングというのは定期的にやられるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。まず、解除済み区域で除染の作業が目に見える形で行われていないのではないかというご指摘いただいてございます。実際解除済み区域でもいわゆるフォローアップ除染取組を進めておりまして、例えば個別の案件についても、除染検証委員会でもご議論、ご指摘いただきながら進めたりという状況でございます。案件としても、例えば既に10件中7件等完了したりとか、そういう状況になっている次第でございます。なので、引き続き解除済み地域でも取組を進めていることが住民の方にもお分かりいただけるように、適切な形で対応は進めていきたいと思っている次第でございます。

もう一点、モニタリングでございました。モニタリングについて、今のご質問としては、拠点区域に関して引き続き事後のモニタリング、今現在全域で、拠点区域で実施しているところでございますので、それについては当然もしも解除のご判断いただいたとしても、引き続き全域で事後モニタリング実施していきたいと思っております次第です。

○議長（高橋 実君） 黒田班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 内閣府現地対策の黒田でございます。

環境省によります事後のモニタリングに加えまして、内閣府としましても、町とご相談させていただきながら、例えば走行サーベイとか、そういうところも可能となりますので、これにつきましては、どういった箇所をやるとか、そういうところもご相談に応じられるかと思っています。また、個人の線量情報につきましては、個人情報に抵触しない範囲でどういった形で公表できるかということも丁寧に、慎重に扱いながら、町ともご相談をさせていただいて、必要な進捗といいますか、状況が分かるように工夫は考えていきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。自分の住宅であれば除染されて線量が低減されたと

いうのは分かるのですけれども、普通に生活する中で町中を歩いていて、どこが安全であって、どこが線量が高くなっているとかというのはやはり把握できない部分でありますので、常に線量が低い状況を保っていただくことが重要なのかなと。町民の方が安心して町内を歩くようになるには、言われたからフォローアップ除染をするのではなくて、常に低い状態を保っていかなければ安全な生活はできないのかなと思うのですが、その辺どういった対応が考えられるか、もしくはやっているのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。我々としても、言われたところだけやっているというつもりはございませんで、自分たちで、環境省で実施したモニタリングで結果把握できたら積極的にという言い方もありますが、より高いところから順次フォローアップの除染を進めているという状況でございます。また、モニタリングについても事後のモニタリング基本としてございますが、状況に応じて個別に環境省で別途でモニタリングしたりと、そういうことも実施しているという状況でございました。引き続き住民の方に安心していただけるように線量低減の取組を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。定期的にモニタリング等していただいて、除染等もしていただいて、町民の方がしっかりと安心、安全の下、帰還される、もしくは帰還されている方も既に解除されているところに住まれている方も安心、安全に住まわれるよう、常に人が出歩くような、そういう部分については言われる前にもモニタリングを定期的に実施していただいて、除染をしていただくような形を取っていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 黒田班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 先ほど環境省からのお答えにありましたことに加えまして、例えば町の皆さんと一緒に、こういったところが一般的に人が立ち入る場所であろうというところを国と一緒にモニタリングする、あるいは町独自でモニタリングしている内容踏まえまして、状況とかを、住民の方がご指摘いただくだけではなくて、能動的に取組を進めるということ也可能かなと思っています。引き続きしっかりと関係者で議論させていただきながら、どういった取組が有効かということを含めて取組を進められるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長、今言っているような内容で町が生活環境課が国とタイアップして、言えないようなところ、探しているようなことをやっているの。

生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 良君） 今の関連ですが、町のモニタリング等で町から環境省に要望して対

応していただいている箇所、今年度は8か所ございます。うち拠点内が7か所、解除済み区域は1か所やっていただいているところでございます。先ほど中村課長のお話にあったところですが、環境省の事後モニタリングにおきましてフォローアップ除染をしていただくということでお願いしている箇所が拠点内で11か所、拠点外で2か所、我々も併せて確認はしております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 私からは、生活関連の中で5ページ目の宅配の部分なのですけれども、懇談会の中でも自宅に届かないとか、あとは事業者の営業所に取りに行ってくださいというようなことも聞いたことがあるのですけれども、そういった中で5ページ目、プドーステーション、町内の設置を協議中、初めて見たのですが、これの協議の進捗状況というか、どんな感じになっているか教えていただきたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐兼広報広聴係長（畠山信也君） プドーステーションの協議状況についてのご質問にお答えいたします。

町といたしましては、富岡地区に1か所、夜の森地区に1か所設置できれば最もいいなという思いがございましたけれども、設置事業者の都合もございますので、町内に1か所というところで、できれば解除後速やかにというところで協議は進めている段階でございます。今のところは町内で1か所の設置、これは既に解除になった区域においても時間指定ができずに、宅配業者側、それから受け取る側の両方の負担軽減にもつながるものと思っておりまして、特定復興再生拠点区域の解除、併せて解除済み区域の生活関連の充実にもつなげていきたいと思ってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。宅配所の拠点ということなのでしょうけれども、やはり今インターネットで買物だとか、宅配業者によっては、その地域は届けられませんなんてこともあります。やっぱり利便性という意味合いでは、そういう宅配というのはかなり重要なポイントかなと思いますし、双葉郡内でも帰還、このところ富岡以外もそういった地区が多くなってきていますので、ほかの市町村ともしっかりと協議していただいて、なるべく自宅に届けていただけるというような環境を整えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐兼広報広聴係長（畠山信也君） ご意見ありがとうございます。そういったご意見を健康相談会、あるいは戸別訪問などでもいただいておりますので、なるべく早くに実現できるよう協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかに。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず1点目は今の宅配のところなのですけれども、プロステーション作るということは、避難指示が解除になっても特定復興拠点には宅配はしてもらえないという認識でよろしいのでしょうか。

それから、個人の宅配だけではなくて、復興拠点が解除になれば当然事業所もできます。皆さん役場に帰ってきたときのことを思い出してもらえれば、富岡には配達してもらえませんでした。それと同じようなことが今度の復興拠点でも起きるということは、町内に別な場所がない限りは、再開した人はまた違うところまで取りに行かなければいけないということが起きるのは多分前回分かっていることなのですけれども、それもまた同じように改善はされないで同じことが繰り返されるのでしょうか。そこを改めてもう一度宅配のところをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○企画課課長補佐兼広報広聴係長（畠山信也君） 端的にお答え申し上げます。

解除になると宅配の配達は可能となります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 黒田班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 各地域において、先ほど議員ご指摘のような個人の宅配、あるいは特に事業者の宅配について、国としても課題を承知しております。どういった形でいけるかというのも、今地区ごとのまとめて集配する可能性とか、そういったところ、事業者もいろいろと事業上の課題とかもあると伺っておりますので、そういったところ1個1個潰しながら、できるだけそういった課題を解決できるような取組を、これは内閣府もそうですけれども、経済産業省も一緒になって課題解決に向けた取組を行っているところであります。先ほど町からご回答ございましたとおり、解除されれば今準備宿泊中で制限があった宅配事業者も個人の宅配は可能となるという形になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 大熊町なんかは、解除になってすぐに宅配業者は入ってくれなくて、ある程度様子を見てから行ったのですけれども、富岡の場合はそれはもう完全にクリアされていて、今配達をしてくれている、少なくとも配達をしてくれている事業者は、避難指示解除になった次の日から、その日から宅配は運んでくれるということで企業ともきっちとオーケーがもらっているという解釈でいいのですよね。なりました、配達できませんでは話にならないので、配達ができないのだったらできぬきちっと対策を取らないと同じことの繰り返しになるので、本当に大丈夫なのですよね。

○議長（高橋 実君） 黒田班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 実際事業者に地番も含めて、解除するタイミングで全てお伝えはしているのですけれども、どうしてもシステムの問題とか、いろんな問題で届かなかつた事例がございました。そういうところもお話を伺いながら、速やかに対応いただけるように進めると同時に、今回例えば富岡町においてどういう課題があるかというのは事前に確認を取って、できるだけ今のようなことが生じないよう進めていきたいと思います。ただ、事業者に確認取りますと、システム上の問題などすぐに対応できないものも過去ありましたので、そういうところがすぐに対応できるかどうかということも含めて今確認をしているところであります。いずれにしても、そういうことがないように、しっかりと事業者ともお話を進めながらやってまいる所存でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今の話聞いていると、できないような気がするのですけれども、ちゃんと不便のないように対策は幾らでも取れると思うのです。配達する人が配達しないだけであって、きちんと配達をする人のところで中継をすれば必ず配達はしてもらえるということなので、その辺は幾ら国がいようが、内閣府がいようが、各会社は会社の規定を曲げてまでというのは難しいことは重々承知しているのですが、ただ5年前の不便さをまた同じようにもう一回特定復興再生拠点に帰つてするの嫌なので、そこはきちんと詰めるところまで詰めて対応していただけると非常にありがたいと思っているのですけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 黒田班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） ご指摘のとおりしっかりと国として、私たちとして最大限できることをやってまいりますとともに、もう一度各事業者において点検確認も進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長、町も原子力災害対策本部と詰めてちょうだい。

○企画課長（原田徳仁君） はい、分かりました。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 10ページの町営住宅の入居者募集のことで細かく聞きたいのですけれども、入居要件で単身入居は不可、原則として、その理由というのは何なのかということと、ここはエレベーターはないですよね。それで、もし高齢者の方が入居するとなれば優先的に1階辺りに入れてくれるのかということと、あと今ガス会社というのは富岡にはあるのでしょうか。前戻ってきたときに楓葉のプロパンガス屋に行ったのですけれども、時間がかかると。楓葉からいわきに行って、いわきから何日かして詰めてこっちに持ってくると言われたのですけれども、今どういう状況になっているのか、その辺お聞きしたいのですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） まず、入居の要件につきましては、同居親族があること、それから世帯月収について要件があります。それから、町内に居住する住宅を必要とする方、町内に住宅がないという方になります。それから、市町村税の滞納がないこと、過去に町営住宅等に入居していた場合家賃の滞納がないこと、それから入居名義人及び同居人が暴力団員でないことというような要件でございます。これを全て合致する方が入居要件を満たすということでございます。ごめんなさい、聞き漏らしていますが、ガス会社については既に町内でガス事業をやられている方々、たくさんとは言いませんが、ございまして、既に供用されているはずだということでございます。一番最初に、要件の中で何とおっしゃったか。一番最初に入居要件のことです……

○5番（高野匠美君） 単身入居者が不可という理由は何ですか。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 失礼しました。単身入居者が不可というところにつきましては、町営住宅条例の中で定めがあるというところで、住宅の面積要件に対しては今回は単身入居が認められない広さがあるというところでございます。募集の中では、ただしいろんな条件、いろんな事情があるということで、これはひとつご相談いただきたいと。単身ではあるけれども、これこれこういう条件、事情なのでということであれば、事情をお話しいただいた上で、特に町長が認めるというような特認事項もございますので、全てそれに合致するとは言いませんけれども、事情をしっかりと考慮していきたいと思っております。

それから、高齢者の方につきましては、同じようにこれ特例の要件の中で高齢、単身というところもひとつ認めていますし、それからエレベーターがないということでございますので、1階の両端の部屋にはスロープつきの車椅子対応のお部屋もございますので、そういうところに積極的に誘導してまいりたいと思っております。数は限りがありますけれども、なるべくそういうところに誘導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） もう一点なのですけれども、保証人の件について。保証人、要するにそこにに入るのに保証人というか、県の復興団地、前2人以上とかといって随分住民の方が苦労されたのですけれども、富岡の場合は保証人はもちろんつけるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 基本的には県営住宅もそうですが、町内の災害公営住宅においても同様に保証人をつけていただいております。同様に考えていきたいと思いますが、現段階では1人でございますが、どうしても2名いないという場合には1人で結構でございますが、1名は保証人をつけていただきたいとお願いをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 何ページのこの行ということではなくて、総括的な質問させてください。

富岡町は、6年前に富岡地区が解除になり、間もなく今年の春を予定しているのが夜の森地区。夜の森地区は、6号線西と東に分けて復興拠点が大体西側にあって、あと困難区域が、復興拠点外が東側にある。今その西側の話しているのだけれども、私はどうしても、西側の人間なのだけれども、西側が帰れるようになればいいのだという考え方ではないのです。今東側についても意向確認を国が取って、今後東側が除染してもらえるのか、もらえないのか、戻りたいという人がどれくらい丸をつけてくれたのか、まだはっきり分からぬのです。それで、もし戻らない、または保留という人もいるのでしょうかけれども、本当に戻らないという人は富岡全体から見れば1%にも満たないのかなと、そう思えるのです。ですから、これは今日はいつ解除にするかという話ではないと理解はしていますけれども、除染検証委員会から避難指示解除の要件として空間線量率で推定された年間積算量が20mSv以下になることが確実であると、要件に満たしたからという報告書なのですけれども、私は町としても復興拠点外が今後どのように扱われるか、それを見極めてから西側の解除に踏み切るべきかなと思うのです。やはりそちらを見殺しにして、言葉悪いけれども、放置して西側だけ解除すればいいのだという考え方ではなくて、かなりのところが外縁でも救われるし、プラス戻りたいという意思表示をすれば除染をしてもらえるというところまで来ました。これが今後どのようになるか見極めて、安心した上で西側をやるべきかなと思うのですが、その辺は町長がいいかな、町長でお願いします。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今西側だけという話で、東側はどうなのだということなのですが、今議員おっしゃったとおり、アンケートの結果がまだ集計できておりません。皆さんの意向がどの程度あるのか、まだ把握し切っていないというのが現状でありますので、引き続き国に対しては東側の線、点の除染、それから帰還希望者の帰還何とか除染とか、解除に向けてやっていきたいというような要望は今後も続けてやっていくつもりでおります。ですから、その見極めと言わわれては、今議員からおっしゃられましたが、そういうふうな國の方針というのもまだはっきりと決まっていない状態ですので、今の時点ではまだ見極めはできないと考えております。しかし、あくまでも私たちは全域避難指示解除に向けて進めていくというのが信念でありますので、これは引き続き強力に国にも要望なり要請なりしていきたいと考えているところであります。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町長、答弁ありがとうございます。多分そういう言い方しかできないかなとは想定はしますけれども、まず大熊とか、双葉は復興拠点外も除染してもらえるような、何か最近システムが、ルールができたみたいで、やはり私は白地地区と言われる地区の人たちを見捨てないがために町も本気で国と対峙しているのだよというところを意思表示するために、極端に言えば、富岡町がこの春解除するという要件に小良ヶ浜、深谷地区もちゃんと除染してもらえるのだよというのを

見極めてから宣言してもいいのかなというのが一つの私の提案です。ただ、今町長そこまでしか答えられないということで、それはそれで評価しますけれども、思いだけは酌み取ってください。

内閣府にも、国にも申し上げたいのだけれども、アンケートは締め切って間もなく発表になるのかなと思うのですが、そのタイミングで急いでやってもらえば、今年の春の解除に間に合うはずだから、春といえば桜の花も春だし、連休明けも春だし、春頃ということであればまだ2月だから、白地地区は今後どうなるかということを私は見極めたいので、それと間違なく除染、解体してくれるという確約があって、私らも、では解除しましょうかと。帰りたい人にご迷惑かけると私も思うのです、私たちが長くなれば。ただ、今現在準備宿泊というので自宅に泊まることも可能ですから、そこは我慢してもらなながら、私今発言しているのですけれども、国も少し急ぎながら、アンケートを集約して発表、今後の白地地区をどのように除染していくかを急いでもらえるということは確約できませんか。

○議長（高橋 実君） 黒田班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 今し方、拠点区域外の帰還意向の制度についてご質問いただきました。政府方針に基づきまして、ご帰還いただく希望のある方につきましては、生活圏含めてしっかりと除染をし、解除するということが國の方針として決定してございます。ただ、そこをしっかりと担保する必要がございまして、先週であります、今国会の通常国会に福島復興再生特別措置法の改正提案を閣議決定をさせていただきました。その法律に基づいて今後国会において審議をしていただくことになりますけれども、その法律に基づく措置、これは先ほど拠点区域内での除染に伴う費用の話もございました。そういう予算面の措置も含めて、ご帰還を希望される方を誰一人取り残さずにしっかりと帰っていただくための除染、解除というのを進めていくということになりますので、制度の設計につきまして少しお時間をいただけると幸いでございます。また、政府方針につきましても、今回特定復興再生拠点区域の解除目標、これは昨年の葛尾村、大熊町、双葉町に続きまして、この春、富岡町を含めて浪江町、飯館村も解除目標として、これは法律に基づく区域計画の中で目標として定めさせていただいているところであります。まず、ここをしっかりと進めさせていただきながら、もちろんお戻りになられる方の心情を踏まえると、ゆっくりと、のんびりとやっているわけにはいかないと思っています。制度をしっかりと担保し、その実効性ある形にしつつ、できるだけ急いで進めていこうと思いますので、帰還意向のアンケートだけにとどまらず、アンケートを実行できる形として今鋭意国としてもしっかりと頑張っていますので、何とぞご理解いただけすると幸いでございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私が主張したいのは、復興拠点の内と外で夜の森地区を分断してしまっているということなのです。国は、福島復興再生特別措置法とか、いろいろ法律に基づいて着々とやってもらってはいるのだけれども、ただ私ら夜の森に住んでいる人間として、西側に住んでいたから、今

度解除になるのだよと。では、東の人はいつになるのだと、まだ分かりませんというのが現状なもので、ただ戻りたいという意思表示があれば復興拠点外の人でも除染はしてもらえるということは一步進んでいるので、そこは安心しています。いつになるか分からないではなくて、皆さんが戻りたいに丸つけてもらえば除染してもらえるということで、それは国が約束しているということでいいのだけれども、ただ避難指示解除して戻れるようになったときに、同じ夜の森の住民として、あなた方はいいなというのは必ず出ますから、これは。そのところを間もなく復興拠点外の人も結果出ると思うのです、アンケートによって。だから、そのアンケートを締め切ったのだから、早く集約してもらって見せてもらうことによって、私らも安心して解除できるというところに国も少しスピードアップしながら努力してもらいたいというのが私の質問です。

○議長（高橋 実君） 黒田班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（黒田浩司君） 意向確認につきましては、今できるだけ早く集計した結果をまとめて、また漏れがあると個人情報にもつながる話でありますので、慎重に集計しておりますけれども、できるだけそういったところも公表できる形で進めてまいりたいと思います。その方向性を持ちながら、先の動きを皆さんに、住民の方にも、議会の議員の皆さんにもご理解いただける形でできるだけスピードアップを図ってまいりたいと考えております。意見集約の結果についても、公表できるタイミングを今町ともご相談をしっかりとさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかには。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 宅配とか、いろいろ今議論ありましたが、全てオーケーになるような答弁いただいているけれども、6年、7年目に解除して、それ以降まだ町内に入ってこない運送会社はいっぱいあるのです、それがあたかも全部入ってくるような議論していますけれども。今回夜の森復興拠点解除するとなれば、そういうの今入ってくるというのであれば入ってきてくれるのでしょうかけれども、話信用できないと言えばおかしくなってしまいますので、まだまだその辺は詰めてもらわなくては私はまずいのかなと。

今7番議員から出たように、私も言おうとしていたのですが、白地地区と今度解除しようとしている地区の差どうのここののは、そんなのは私は構わないのですが、言っていることが全て駄目だという答えは出てこないのです。出てこないけれども、実際やってもらえないものはいっぱいあるのです。だから、本当であれば私は避難解除なんてとんでもない話だと思っているのです。ただ、帰ってきた人がいる以上は解除しないわけにいかない。解除できない理由とすれば線量の高さしかないと思っていますので、線量はある程度目的に達しているから、解除はできるものだと思っているのです。ただ、その後に復興庁なり環境省なり皆さんにお願いしたときに本当にやってもらえるのですかという不安あるのです。

というのは、目次の次、特定復興再生拠点の地図ありますね、国道6号線と書かれているところの青いところは当初復興拠点に入っていない場所だったのです。当初入っていない場所をいろいろ議論あって入れてもらったのです。立派に今度解除できるのかと思うのです。地元の説明会やらいろいろな場所に皆さん来ていただいて、1人の人の意見をいっぱい聞いていると思っているのです。松ノ前の墓地、ここの辺の農地、あれほど切実な思いで訴えている人がいるのです。私から考えれば簡単に動くはずの場所が何でこれ動かないの、そんなに難しい話なのですかと問いたいのです。ここに松ノ前の墓地があって、これは外縁でやりますよね。あとこの6号線から入ってくる部分も外縁でやりますよね。これ農地ですから、30メートル、50メートルやるようになると思います。そうすると、残る部分は幾らもないのに、その切実な思いで訴えている人の土地、残る部分は幾らもないのです。それすら今回も載ってこない。その人の土地が墓地のすぐ東側ですか、牛舎あって、牛舎解体して、こここのところの山も大半除染するようになると思うのです。そういう部分一つも本気になって考えてくれていないという思いがいっぱいあるのですよ、私は。

先ほど黒田さんが言ったように、四、五日前の新聞にも出ていましたけれども、帰る意欲とか、農業、耕作する意欲とか、森林であれば木を手入れする意欲とか、そういう意欲があれば全部できるような閣議決定したのです。だから、そうやって法律にのっとってやっていくのも一つの方法だし、部分的にどうしても法律に乗つかれない部分はやる方法あると思うのです、皆さんの頭をもう少し柔らかく動かしていただければ。現にできているのですから、これ、国道6号線と書かれている青い6号線から東側の部分、これは復興拠点に入っていないかったのですから。何でここだけ入れて別なほうは入れてくれないと、これ町にも言いたいのです。町は、6号線から東側、産業団地か工業団地造るのに、こういう訴えている土地の持ち主がいっぱいこちらで田んぼ持っているのです。町の計画にも支障出てくるのです。何でそういう部分やってもらえないのかと私不思議でしようがないのです。

だから、除染検証委員会の話も説明も聞きました。質問、質疑応答の中で復興庁も環境省もそれはできないというのは一つもないのです。全て要望されればやるという言葉に取れるような答弁が返ってきてているのです。それはありがたい話です。もう少し地域のことを考えてやっていただきないと、私は白地地区です。今までの政策ずっと考えてくれば、本当に情けないほど愚弄されているのです。その辺が非常に情けない。当初解除した区域はいや応なしに除染、解体してもらって、復興拠点になったら、戻る人が何人いますか、ある程度の人が戻るのであれば全域やってやります、白地地区になったら、戻らなかったらやりません、それが税を取っている国のやり方ですか。私はすごい不満です。もう12年です。何年たつたら帰れるようにしてくれるのですか。帰るか、帰らないかと言われたって、ふるさとに帰りたくないなんていう人は誰一人いません。全て帰りたいです。それアンケート取つて何なのですか、アンケートはこじつけですか。私はとんでもない話だと思っています。だから、要望出たら、その要望をきちんと踏まえて、それに向かってやってください。それだけお願いしておきます。

○議長（高橋 実君） 師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 今、三男議員から大変重いご意見をいただきました。まさに12年たってまだ全域の道筋がつけていないことにつきましては、重ねておわびを申し上げます。その一方で、確かに段階的ではございますけれども、まず復興拠点を取り組むことをやらせていただき、まさに一昨年に、拠点外であっても帰りたい人については除染をして解除をすると、これはやりますということを決めさせていただき、これをやるためにには様々な法律上の手当てが必要なですから、先般これを実行できるための法律の閣議決定というのをやり、まさに今回の国会でこれをご審議いただくということができ、もちろん国会のご審議によりますけれども、これが通って法律が改正されて、法律が施行されればようやくその段階になる。これ大変時間かかるものでございます。大変早く帰れるようにするべきだというご指摘について、まだまだご要望に応え切れていないと思いますけれども、一歩一歩取り組んでまいります。ぜひご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。民主主義国家ですから、法律に基づいてそれは重々承知で、私有地地区だから、どうだこうだの話ではないのです。解除区域もいっぱい要望していることはあると思います。今回解除しようとしている地区もいっぱい要望していることあるし、今からも出てくると思います。それは、法律はクリアしているわけですから、線量下げるための努力は幾らでもできるはずだと思います。そういう要望を率直に聞いていただきて、要望が出たら即実行してもらう、そういうふうな耳の傾け方をしていただきたいと、ぜひよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） しっかりと受け止めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた取組についてを終わります。

その他に入ります。執行部から何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 議員からは何かございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） ないということですので、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会と

いたします。

閉会 (午後 4時04分)